



広報

さんごうぜき

時代とともに 地域とともに 三郷堰農業用水 SINCE1920

2025年(令和7年)1月1日発行第105号

 **水土里ネット三郷堰**
(三郷堰土地改良区)

〒994-0073 山形県天童市大字寺津 1410

TEL.023-653-3332 FAX.023-654-8531

Mail.midori@sangozeki.or.jp(代表)

最上川クリーン作戦「ふれんどしっぷ・水辺の郷サミット」

「スポ GOMI 大会 in 三郷堰」合同開催



「ゴミ拾いはスポーツだ!」の掛け声とともにこぶしを突き上げる参加者(三郷堰頭首工)

主な内容

- ・新役員就任/役員就任にあたって
- ・選挙のあらまし/役員総代委員の紹介
- ・第1回、第2回臨時総代会他
- ・令和5年度決算並びに財務状況の公表
- ・三郷堰地域総合防災訓練、研修他
- ・田んぼの水探検隊
- ・お知らせとお願い、三郷堰HP



堰を中心とした最上川という貴重な地域資源の保全活動を毎年継続して行っています。

三郷堰土地改良区新役員就任



(後列) 加藤 隆 (監事) 阿部良行 (監事) 大石正幸 (理事) 林 克巳 (理事) 森谷茂泰 (理事) 大内啓司 (理事)

(前列) 石山正明 (総括監事) 長瀬正宏 (理事長) 齋藤健二 (副理事長) 後藤正明 (会計理事)

昨年の冬は、記録的な暖冬小雪であり、それに伴い河川の水不足が懸念されておりましたが、県内においてまとまった降雨などもありダムの貯水率も上昇したことで、安定的な

新年あけましておめでとうございます。謹んでお慶び申し上げます。この度の三郷堰土地改良区役員改選により、十月一日より未熟ながらも引き続き理事長に就任し、同時に新体制がスタートいたしました。今後とも組合員皆様のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年夏の記録的な異常高温により、米の一等米比率の低下など甚大な農作物被害が発生いたしました。また、世界的な物価高騰により肥料価格の高騰が農業経営を大きく圧迫し、電気料金の高騰が土地改良区の運営に多大な影響を及ぼした一年でもありました。



より一層の体制体質強化が必要

理事長 長瀬正宏

揚水も確保でき安堵したところでした。

三郷堰土地改良区の管理する農業用施設は、造成以来四十数年が経過しており、施設の老朽化が進んでおります。破損する前に、施設の機能診断を行い、適正な時期に対処すること、より長く施設を活用することができそうです。土地改良運営も厳しい中、組合員負担の少ない対応を検討し事業を進めております。

これからの土地改良区においては、より一層の体制体質強化を図る必要があります。さらに男女共同参画に基づく女性理事の登用の推進など、組織運営の多角化といった時代の要請にも積極的に応じていかなければならないと感じております。

最後に、昨年の総代・役員の任期満了に伴い退任された方々には、ご自愛のうえ今後とも三郷堰土地改良区のためにご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本年が、組合員皆様方にとって良い年でありますよう心からお祈り申し上げますとともに、皆様のご健康を祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。

役員就任にあたって

三郷堰役職員・総代・管理運営委員が一致協力し

健全かつ安定的な運営を推進して参ります

三郷堰一丸となり体制構築 副理事長 齋藤健二



新年あけ
ましておめ
でとござ
います。
日頃より
当土地改良

区の管理運営につきまして、組合員の皆様より特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の任期満了に伴う役員改選において、副理事長に就任いたしました。副理事長という重大な任務を引き受け、その責任の重さを痛感しております。

さて、昨年を振り返りますと、年頭から暖冬小雪となり、河川流量の減少により夏期の水不足が懸念されました。また、今般の世界的な気候変動から、高温による米の品質低下、集中豪雨による河川の氾濫など、作物や農業用施設に影響を及ぼす自然災害が頻発しております。

役職員及び総代、管理運営委員が一致協力することで、この危機を乗り切る体制を構築し、施設の維持管理に万全を期したいと考えております。

また、当土地改良区の管理する農業用施設は造成から四十数年が経過

し、老朽化が進んできております。

水管橋の補修、揚水機場の設備更新など、山形県、市町村並びに関係機関と連携しながら事業を進め、安定した揚水管理に取り組んで参ります。

農業情勢、土地改良運営ともに厳しい中ではありますが、長瀬理事長を中心に三郷堰一丸となり事業推進に取り組む所存です。今後とも、組合員の皆様はじめ関係機関のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本年が組合員の皆様にとって良い年でありますよう心からお祈り申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

健全・安定的な運営推進

会計理事 後藤正明



組合員の
皆様、新年
あけまして
おめでとう
ございます。
日頃より

当土地改良区の管理運営につきまして、特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の役員改選により、会計理事に就任いたしました。組合員皆様

のご理解の上適切なご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、土地改良区を取り巻く情勢は厳しさを増しており、全国的に大雨、地震等の自然災害が毎年のように発生しております。

当土地改良区においても、令和二年の大雨時には水利施設等への大きな被害となりました。今後、防災訓練を実施しながら、災害発生時に速やかに対応できるように、防災体制をさらに整備拡充する必要があります。

また、電気料金の高騰により、経費が大幅に増加し当土地改良区の事業運営に大きく影響を及ぼしております。既存施設の有効活用はもとより、施設の老朽化に伴う補修、更新整備を図り、施設の維持保全に努める必要があります。

健全かつ安定的な運営推進のため、未収賦課金の解消、揚水日程の調整や効率的な配水により事業経費の軽減に努め、財務管理の強化を図ることが重要です。各地域みどり会及び特定非営利活動法人みさと田園空間クリエーターズ組織と連携し、公的補助金制度を有効活用し、組合員の負担軽減に努力して参ります。

最後に、今後とも組合員皆様及び関係機関のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いし、就任のご挨拶とさせていただきます。

管理の在り方を一歩前に 総括監事 石山正明



新年あけ
ましておめ
でとござ
います。
日頃より

土地改良区の管理運営につきまして、組合員の皆様より特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の役員改選において総括監事に就任いたしました。職務の責任の重さを強く感じております。

監事は二期目になりますが、土地改良区が行う事業及び会計経理は極めて複雑多岐にわたるものであり、更なる研鑽が必要である事を痛感しているところです。

農業者の減少が加速し、水田の維持管理の在り方にも問題が生じております。組合員並びに総代、役員との話し合いを大切にしながら一歩、前に進めて行かなければならないと感じております。

最後に、本土土地改良区の円滑かつ適正な運営の一翼を担える一員になるよう、日々努力する所存でございますので、組合員、関係機関の皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

総代・役員選挙のあらまし

任期満了に伴う総代及び役員選挙が行われ、いずれも無投票にて当選が確定しました。

第 21 期総代

任期：令和 6 年 9 月 18 日～令和 10 年 9 月 17 日

第 21 期理事・第 22 期監事

任期：令和 6 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日

総代選挙

令和六年九月十七日任期満了に伴う総代選挙は、八月十九日公告を行い、八月二十日午後五時立候補届出を締切った結果、各選挙区において定数どおり三十名の立候補であり、三郷堰土地改良区で選挙会を行い無投票当選となりました。

当選証書の交付式は、八月三十日に各選挙区ごとの第一（高嶺）・第二（蔵増）・第三（寺津）の各選挙区で行われ、各選挙長から手渡されました。その後、現総代、新総代の引継ぎ式が行われました。

総代は総代会等において組合員の意志を土地改良区運営に直接反映させる組合員代表であり、これからの活躍をご期待いたします。

組合員の皆様よりご推薦をいただき、ご尽力いただいた選挙事務従事者は次のとおりです。

第一選挙区（高嶺地区）

選挙長 齋藤 健二

選挙立会人 押野 和幸

選挙立会人 石山 正明

第二選挙区（蔵増地区）

選挙長 片桐 敏彦

選挙立会人 佐藤 山三郎

選挙立会人 後藤 正明

第三選挙区（寺津地区）

選挙長 太田 幸市

選挙立会人 大石 正幸

選挙立会人 古澤 寿雄

役員選挙



総代選挙 第一選挙区(高嶺) 選挙会

令和六年九月三十日任期満了に伴う役員選挙は、九月十日に公告を行い立候補の受付を行った結果、各選挙区とも理事・監事ともに定数どおりでありました。

その後、九月十八日に新総代による臨時総代会（議長に塚野目地区の白田政義総代を選任・会場は天童市立蔵増公民館）を開催し、選挙会の報告を受け十名が当選人と決定いたしました。

十月一日開催の理事会・監事会において理事長、副理事長、会計理事、総括監事等を互選し、それぞれの役員の職務分担も併せて決定いたしました。

任期は、総代・役員とも一期四年で令和十年九月までとなります。新総代より選任し、ご尽力いただき

いた選挙事務従事者は次のとおりです。

選挙管理者	佐久間 誠
選挙立会人	遠藤 敬知
選挙立会人	山田 充広
選挙立会人	太田 新栄
投票管理者	今田 仁志
投票立会人	渡邊 和夫
投票立会人	加藤 義典
投票立会人	高橋 治



役員選挙 選挙会



役員選挙 当選人の紹介

退任役員

任期満了による改選に伴い、役員の方々が後進に道を譲られました。長い間、三郷堰土地改良区運営並びに執行にご尽力賜り誠にありがとうございました。

片桐 敏彦 氏

平成二十年に理事に就任 理事十二年、副理事長四年（勤続四期十六年）

佐藤 山三郎 氏

平成二十二年監事に就任 監事二年、平成二十四年理事に就任 理事十二年（勤続四期十四年）

太田 幸市 氏

平成二十八年理事に就任 理事八年（勤続二期八年）

押野 和幸 氏

平成二十八年理事に就任 理事八年（勤続二期八年）

古澤 寿雄 氏

令和二年監事に就任 監事四年（勤続一期四年）



役員・総代・各委員のご紹介

役員の任期は令和10年9月30日まで、総代の任期は令和10年9月17日までとなります。

<理事会> 7名

理事長	長瀬 正宏	寺津区
副理事長	齋藤 健二	高掬区
会計理事	後藤 正明	蔵増区
理事	大石 正幸	藤内新田区
理事	林 克己	矢野目区
理事	森谷 茂泰	蔵増区
理事	大内 啓司	高掬区

<監事会> 3名

総括監事	石山 正明	高掬区
監事	阿部 良行	寺津区
監事	加藤 隆	塚野目区

<総務委員会> 9名

委員長	後藤 正明	蔵増区
副委員長	大石 正幸	藤内新田区
副委員長	大内 啓司	高掬区
委員	遠藤 敬知	高掬区
委員	今田 仁志	蔵増区
委員	山田 充広	矢野目区
委員	白田 政義	塚野目区
委員	佐久間 誠	寺津区
委員	太田 新栄	藤内新田区

<管理委員会> 21名

委員長	齋藤 健二	高掬区
副委員長	林 克己	矢野目区
副委員長	森谷 茂泰	蔵増区
委員	遠藤 敬知	高掬区
委員	齋藤 松明	高掬区
委員	渡邊 和夫	高掬区
委員	今田 仁志	蔵増区
委員	市川 昭浩	蔵増区
委員	尾形 雅典	蔵増区
委員	山田 充広	矢野目区
委員	林 雄一	矢野目区
委員	白田 政義	塚野目区
委員	加藤 義典	塚野目区
委員	佐久間 誠	寺津区
委員	高橋 治	寺津区
委員	太田 新栄	藤内新田区
委員	大石 正明	藤内新田区
委員	大石 光男	藤内新田区
委員	堀越 重助	天童区
委員	武田 繁廣	津山区
委員	赤塚 俊男	干布荒谷区

<総代会> 30名

第一選挙区 定数8名

1番	遠藤 敬知	高掬区
2番	半澤 健次	高掬区
3番	齋藤 広行	高掬区
4番	大内 孝弘	高掬区
5番	伊藤 秀明	高掬区
6番	佐藤 良明	高掬区
7番	齋藤 松明	高掬区
8番	渡邊 和夫	高掬区

第二選挙区 定数11名

9番	星野 武彦	蔵増区
10番	尾形 博美	蔵増区
11番	相澤 栄司	蔵増区
12番	尾形 雅典	蔵増区
13番	市川 昭浩	蔵増区
14番	今田 仁志	蔵増区
16番	山田 充広	矢野目区
17番	林 雄一	矢野目区
18番	加藤 義典	塚野目区
19番	白田 政義	塚野目区

第三選挙区 定数11名

20番	高橋 俊晴	寺津区
21番	佐久間 誠	寺津区
22番	鈴木 一男	寺津区
23番	高橋 治	寺津区
24番	佐藤 栄作	寺津区(中野目)
25番	太田 正則	藤内新田区
26番	大石 善右エ門	藤内新田区
27番	鈴木 啓	藤内新田区
28番	大石 正明	藤内新田区
29番	太田 新栄	藤内新田区
30番	大石 光男	藤内新田区

※15番総代は現在欠員となっています。

委員会規程第二十九条委員（総代会出席委員）3名

1番	堀越 重助	天童区
2番	武田 繁廣	津山区
3番	赤塚 俊男	干布荒谷区

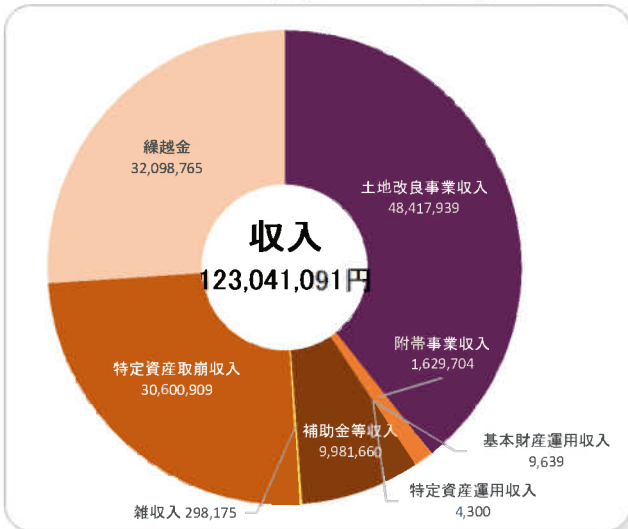


令和6年10月1日 新体制による理事会

依然として電気代が
高騰しています

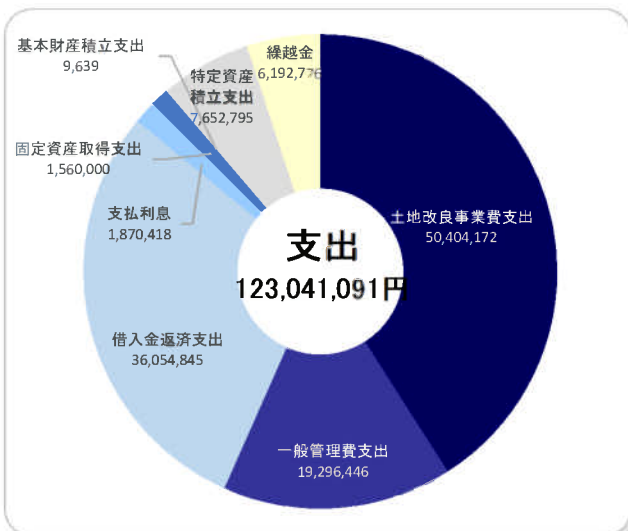
令和5年度決算並びに財務の公表

この掲載により三郷堰土地改良区規約第46条に規定する財務状況の公表とさせていただきます



収入		(円)
土地改良事業収入	48,417,939	賦課金10a10,000円
附帯事業収入	1,629,704	他目的使用料・多面支援等
基本財産運用収入	9,639	株配当金
特定資産運用収入	4,300	積立金受取利息
補助金等収入	9,981,660	突発事故復旧・管理体制・ 電気代高騰対策等
雑収入	298,175	過年度未収賦課金等
特定資産取崩収入	30,600,909	財政調整・転用決済金他
※繰越金	32,098,765	前年度繰越
計	123,041,091	

※(内訳)災害関連20,968千円、災害償還4,600千円、広報看板1,560千円、財政支出不用3,469千円、繰越1,504千円



支出		(円)
※1	土地改良事業費支出	50,404,172 事業・管理
	一般管理費支出	19,296,446 運営事務費等
	借入金返済支出	36,054,845 金融公庫資金償還金
	支払利息	1,870,418 金融公庫借入返済利息
	固定資産取得支出	1,560,000 広報看板取得費
※2	基本財産積立支出	9,639 積立支出
	特定資産積立支出	7,652,795 積立支出
	繰越金	6,192,776 償還整備積立・財政調整積立・次期繰越
	計	123,041,091

※1災害復旧事業償還金25,762千円含む

※2財政調整積立2,605千円、償還整備積立2,392千円、次年度繰越1,195千円

財産目録（令和6年3月31日現在）

I 資産の部		(円)
1	流動資産	7,420,057
	現金及び預金	1,974,515
	未収賦課金等	461,542
	その他未収金	4,984,000
	(内未収補助金額)	(4,984,000)
2	固定資産	1,472,284,720
	基本財産	2,612,227
	特定資産	1,432,038,708
	その他固定資産	37,633,785
資産合計		1,479,704,777

Ⅱ 負債の部		(円)
1 流動負債		10,953,735
未払金		617,494
預り金		148,245
短期借入金		10,187,996
適正化事業拠出金短期未払金		0
2 固定負債		160,202,451
公庫資金等長期借入金		150,584,456
職員退職給付引当金		7,714,995
役員退任慰労引当金		1,903,000
負債合計		171,156,186
Ⅲ 正味財産合計		1,308,548,591

激甚化・頻発化する自然災害に備え 三郷堰一丸となって取り組んでいきます

三郷堰総合防災訓練 図上訓練・大雨対応

令和二年七月二十七日から二十九日発生豪雨災害により被災した三郷堰中山揚水機場は、過去に二度「平成十年・十四年」に被災しており、最初の災害のあった八月七日を三郷堰防災の日として制定し、これまで平成十五年から毎年三郷堰総合防災訓練を実施しています。

この災害を教訓として、毎年のように起こる自然災害から被害を最小限にとどめるため、また、被災後の揚水供給ができなくなった場合の対応や、関係者の防災意識の向上を図るべく、令和六年七月二十三日に役員・管理委員を対象に防災図上訓練を実施しました。防災図上訓練の手順やこれまでの経過経緯、緊急時の対応、招集方法、行動計画など確認を行いました。



有事の際のための防災図上訓練状況

また、令和六年八月八日に三郷堰地域総合防災訓練（水防訓練）を実施することとしておりましたが、八月七日の大雨対策対応により中止といたしました。

令和六年七月山形県北部豪雨災害により、県内において甚大な被害が発生いたしました。当改良区においても、防災浸水防止対策及び待機警戒を行い対応にあたりました。約一〇〇mm近くの雨量があったものの大きな被害が発生することなく対応することが出来ました。これも地域と一体で国・県・市に要請し実施に至った、須川河川内の支障木伐採による効果もあったと感じております。これからも、災害に備え対策対応を出来る体制の構築を図り進めて参ります。



支障木伐採(上)と大雨時の様子

役員総代会合同研修

令和六年十一月二十三日（土）九時より天童市立蔵増公民館において、



基幹水利施設を視察研修



公民館にて研修の様子

役員及び総代会改選後初めての研修会を二十九名の参加をいただき開催いたしました。三郷堰の概要や過去の災害・歴史などを中心に座学にて研修し、その後三郷堰管内の頭首工や揚水機場などの基幹水利施設を視察研修いたしました。

今後とも効率的な管理運営と、災害に強い体制づくり、適切な事業の推進に向け役員及び総代会一丸となつて邁進することを確認いたしました。

土地改良功労者表彰

令和六年十一月一日山形テルサホールにおいて第四十三回山形県土地改良大会が開催されました。その式典の中で三郷堰の片桐前副理事長が土地改良功労者表彰・山形県知事感謝状を受賞されました。三郷堰役員に就任して十六年の長きにわたり管理運営及び事業推進に尽力された功績が認められました。誠にありがとうございます。今後とも改良区運営等にご指導並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。



田んぼの水探検隊 ~田んぼの水はどこからくるのか~



【蔵増小】田んぼの水に触れ自然を感じる

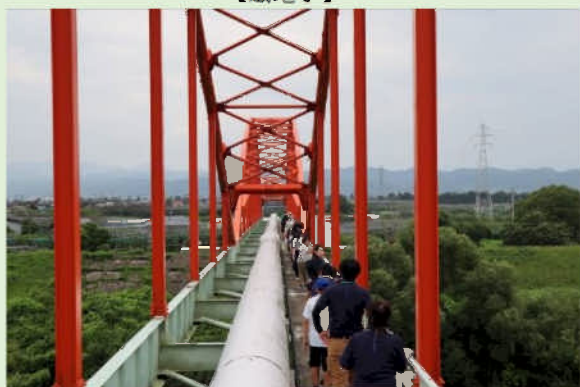


水管理システムを見学



除塵設備(ゴミ取り)を見学

【蔵増小】



河川(須川)の上を農業用水が流れる水管橋を渡る



【寺津小】田の模型で農業農村の多面的機能を学ぶ



田んぼの真ん中で自然を感じる



揚水施設の操作管理を見学



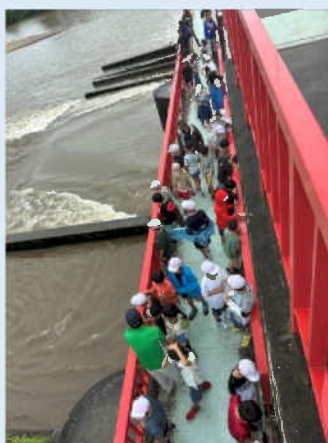
揚水機場の吸水槽を見学



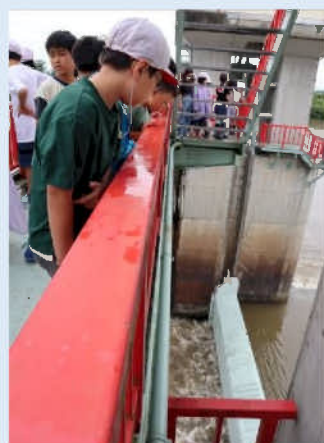
三郷堰歴史資料館を見学

令和六年七月十六日蔵増小学校五年生三十一人、七月十九日寺津小学校四年生八人が土地改良施設を巡る「田んぼの水探検隊」を行いました。田んぼの水はどこからくるのか?を探するため、土地改良施設をマイクロバスで巡り、ポンプの音を聴いたり、水管橋を歩いて渡ったり、頭首工の高さや大きさを見たり、田んぼの水に触れたり、五感で感じながら学習しました。

また、七月十八日高揃小学校五年生六十二人が、天童土地改良区の山寺堰取水口の見学後、最上川から取水している三郷堰中山揚水機場を見学に来ました。山から川へ農業用水の歴史に触れました。



【高揃小】三郷堰頭首工で水の取り入れ施設を見学



【高揃小】三郷堰中山揚水機場にて施設や災害について学習

【寺津小】

土地改良区からのお知らせとお願い

このような時は必ず手続きをお願いします！

公共機関（農業委員会・法務局等）で手続きを行っても、土地改良区への届出がなければ、土地原簿や組合員名簿は変更されません。届出がなければ従来の組合員への賦課となりますので、ご注意ください。

- 組合員資格の変更があったとき**（資格得喪通知）
- ・農地の移動（売買、貸借権、贈与、交換等）
 - ・死亡または経営移譲による名義変更
 - ・住所の変更
 - ・賦課金口座依頼や振替名義人及び口座番号の変更



滞納賦課金は新資格者が負担

農地の移動（売買・貸借等）において、その土地に滞納賦課金がある場合は、土地改良法の規定により新資格者に滞納賦課金が承継され支払わなければなりませんのでご注意ください。

- 農地を転用（農地以外）する場合**（地区除外申請書）
- ・農地を宅地等に転用する場合や地目の変更
 - ・公共事業等により農地が買収された場合。

地区除外決済金とは？

農地転用や公共事業による売買で、地区除外される場合は、決済金の納付が必要となります。これは、残された組合員の方が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の維持管理費の負担額を一括して納入していただくものです。賦課金と同様の扱いとなり、決済金を納入してはじめて地区から除外されます。

- 土地改良施設を使用する時（土地改良施設他目的使用承認申請書）**
- ・土地改良施設用地を出入り口等他目的に使用する場合（水路を横断しての進入路）
 - ・水路への雨水排水（公共事業以外）や合併浄化槽処理水の放流など



滞納処分（財産差押）について

賦課金の滞納は、土地改良法に基づき地方税同様国税徴収法に準じて、県知事の認可を受けて理事が処分執行することになります。滞納者には、通知、電話連絡、戸別訪問等を行い、納入の督促をしておりますが、それでも納入が難しい場合は、財産の差押えに踏み切っております。期限まで納入が難しい場合は、土地改良区事務所にご相談ください。

三郷堰公式ホームページを新しくしました！

お知らせやイベント、揚水や賦課金情報などの必要な情報を見つけやすくわかりやすいようにお届けしていきます。



sangozeki.or.jp

さんごうぜき



LINE ID @588iolpn

三郷堰公式 LINE

お友達登録はこちら▶

随時、揚水情報を中心にお届けします

